

# 諏訪陸上競技協会規約

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本会は諏訪陸上競技協会（略称、諏訪陸協）と称する。

### (目的)

第2条 本会は岡谷市、諏訪市、茅野市、諏訪郡（以下諏訪地方と言う。）を包括した諏訪地方の陸上競技を統括し、かつこれを代表する団体であって陸上競技の健全なる普及発展を図る事を以てその目的とする。

### (事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 陸上競技に関する諸計画を実施し、その技術を指導すること。
- (2) 長野陸上競技協会に対して諏訪地方の陸上競技を代表して加入すること。
- (3) 諏訪地方陸上競技選手権大会を開催すること。
- (4) 陸上競技会を主管又は協賛し、もしくは之に参加すること。
- (5) この協会の発展に寄与した顕彰に関わること。
- (5) その他本会の目的に適する事業を行うこと。

### (事務局)

第4条 本会の事務局は、会長の指定する場所に置く。

### (会員)

第5条 本会の会員は毎年度本会に登録、登記された者でなくてはならない。

## 第2章 役員

### (役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- |            |                           |
|------------|---------------------------|
| (1) 会長     | 1名                        |
| (2) 副会長    | 若干名                       |
| (3) 理事長    | 1名                        |
| (4) 副理事長   | 1名                        |
| (5) 理事     | 若干名（常任理事を含め第8条及び第9条に定める数） |
| (6) 専門委員   | 若干名                       |
| (7) 監事     | 2名                        |
| (8) 顧問・相談役 | 若干名                       |

### (会長・副会長)

第7条 会長、副会長は理事会の推薦で決定する。  
会長は本会を代表し、会長事故あるときは、副会長が代行する。  
会長、副会長は常任理事たる資格を有する。

**(理事、常任理事、理事長、副理事長)**

第 8 条 理事は次の基準により当該地区の陸上競技を掌管する団体の申請に基づいて選出し、また 2 名以内については会長指名により選出することができる。

岡谷市 諏訪市 茅野市	各 3 名以内
下諏訪町 富士見町	各 2 名以
原 村	1 名

理事は一般業務を掌握し運営にあたる。

常任理事は市町村から各 1 名を当該地区の理事の互選により選出する。

理事長は理事の互選により選出し、本会の一般業務の運営についてその責に任ずる。

副理事長は理事の互選により選出し、理事長を補佐して常務を処理する。

**(専門部会および部員)**

第 9 条 この協会に総務、情報システム、普及強化、審判、記録、施設用器具、駅伝の専門部会を置き専門事項に関する事務を処理する。

各専門部長は会員の中より会長が指名委嘱し、副部長、部員は当該部長が選任する。

また各部長は常任理事たる資格を有する。

専門部会に関する規程は別に定める。

**(監 事)**

第 10 条 監事は理事会の承認を経て会長が委嘱する。

監事は本会の業務及び財務を監査する。

**(顧問・相談役)**

第 11 条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

顧問及び相談役は理事会の承認を経て会長が推挙し、本会の重要事項について諮問に応ずる。

**(役員任期)**

第 12 条 顧問及び相談役を除き、役員任期は 2 カ年とする。

但し重任を妨げない。補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

## 第 3 章 会 議

**(会 議)**

第 13 条 本会の会議は理事会及び常任理事会とし、会長が召集し理事長がその議長となる。会議は当該役員 3 分の 2 以上（代理者及び委任状を含む）の出席により成立し、出席者の過半数の賛成を以て議決する。

**(付議事項)**

第 14 条 理事会に付議すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 予算及び決算
- (2) 事業計画及び事業報告
- (3) 役員選任の承認
- (4) 規約の改正
- (5) その他の重要事項

常任理事会に付議すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 理事会で委任された事項
- (2) 理事会を招集する暇のない場合
- (3) その他の必要事項

## 第4章 経理

### (資産)

- 第15条 本会の資産を分けて基本財産と運用財産の2種類とする。  
基本財産は特別会計を設けこれを管理する。  
基本財産の管理規則は別に定める。  
運用財産は基本財産以外の資産で構成され一般会計で収支する。

### (経費)

- 第16条 本会の経費は次の運用財産をもって支弁する。
- (1) 会費
  - (2) 事業収入
  - (3) 寄付金・補助金及び分担金
  - (4) 基本財産から生ずる果実
  - (5) その他

### (収支・決算)

- 第17条 本会の収支決算は会長が作成し、収支決算書及び事業報告書に監事の意見を付して理事会の承認を受ける。  
収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経てその一部若しくは全部を基本財産に繰入れるか若しくは翌年度に繰り越すものとする。

### (会計年度)

- 第18条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

### 付 則

昭和49年 3月10日一部改正  
昭和51年12月20日一部改正  
平成12年12月28日一部改正  
平成17年 1月 9日一部改正  
平成23年 4月 1日一部改正

## 内規、覚書

※ 第4条に掲げる事務局の所在地は2009年より諏訪郡下諏訪町5002番地3

### ※ 役員選出の覚書

- ・選考方法は、新理事の合意で行うこと。
- ・役員選任は、規約第2章第6条～12条の条項を尊重し選出すること。
- ・選考に対しては、理事の総意で議決を進めること。
- ・地区よりの立候補、推薦者は、常任理事が意見を取りまとめて出席すること。

### ※ 諏訪陸協会費（登録料）

会費 審判員：3,500円 競技者：1,500円

参考：県陸協会費（登録料）

登録料 審判員 S級：10,000円 A級：7,000円 B級：3,500円

競技者 一般：1,500円 学連：1,400円 高校：800円 中学：200円

昇格 S級：12,450円 B級：6,350円

取得 B級：6,150円

入力料 S級、A級、B級、競技者：100円

### ※ 慶弔についての申し合わせ事項

- (1) 不幸 役員 本人若しくは両親又は配偶者の時 香典・弔電  
 会員 本人若しくは両親又は配偶者の時 弔電
- (2) 病気 役員本人が入院（1ヶ月以上） 見舞金  
 各市町村の常任理事は事務局（総務部長）に連絡すること。

### ※ 優秀選手表彰

諏訪陸協優秀選手表彰内規

第3条5号により、優秀な選手を表彰するためこの内規を定める。

No	県表彰規定	諏訪内規(案)
1	日本記録を樹立したもの	—
2	日本の10傑に記録されたもの	日本の11～20傑に記録されたもの
3	長野県記録または長野県最高記録を樹立したもの	長野県記録または県最高記録認定種目で諏訪記録を樹立したもの
4	長野県高校記録または長野県高校最高記録を樹立したもの	長野県高校記録または県高校最高記録認定種目で諏訪記録を樹立したもの
5	長野県代表選手として全国大会に出場し入賞したもの	—
6	中学生の生徒で日本の10傑に記録されたもの	中学生の生徒で日本の11～20傑に記録されたもの
7	長野県中学記録または長野県中学最高記録を樹立したもの	長野県中学記録または県中学最高記録認定種目で諏訪記録を樹立したもの
8	中学校の生徒で全国大会に出場し優秀な成績で入賞したもの	—
9	小学校の児童で全国大会に出場し優秀な成績で入賞したもの	—
10		リレーなどの団体種目で県小学生記録を樹立したもの
11		リレーを除く長野県小学記録認定種目で諏訪記録を樹立したもの

県陸協で表彰されたものは諏訪陸協の表彰対象とはしない。

同一人が複数の項目に該当する場合も同一年度において複数の表彰は行わない。